
* * * * *
* * * * *
* 令和6年第1回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *

令和 6 年第 1 回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 議案第 4 3 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、国庫支出金及び市債の増減額を計上し、歳出については、物価高騰緊急支援給付金給付事業費、校舎等施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 753,609,000 円の増とし、予算総額を 41,633,609,000 円とするものである。

なお、地方債の補正については、第 2 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 4 4 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 2 号）について

歳入については、国庫支出金及び市債の増額を計上し、歳出については、地域生活支援事業費、校舎等施設整備事業費及び予備費の増減額を計上したもので、この補正額を 296,959,000 円の増とし、予算総額を 45,592,432,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表及び第 3 表のとおりである。

(参照条文) 議案第 4 3 号と同じ。

◎ 議案第45号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害により生じた住宅、家財等の資産の損失に係る雑損控除を、令和6年度分の個人の市民税に適用する特例を定めることにより、被災者の負担の軽減を図るためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

